

板橋区立三園小学校 いじめ防止基本方針

令和5年1月改訂

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうる問題であるという基本認識のもと、保護者、関係機関等と相互に連携等をし、教職員のいじめの未然防止等に関する能力の向上、教職員相互の連携等を図り、学校全体でいじめの未然防止等に取り組む。

2. いじめ防止のための組織

(1) 名 称：いじめ防止対策委員会

(2) 構成員：校長 副校長 主幹教諭 学年主任 養護教諭

(3) 役 割：①三園小学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの推進、進捗状況の確認及び定期的検証

- ②教職員の共通理解と意識啓発の取り組みの推進
- ③児童、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④発見されたいじめ事案への対応
- ⑤重大事態への対応

3. いじめ防止対策年間計画

学期	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
1	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての共通理解 ○児童に関する情報交換 ○家庭訪問 ○いじめアンケート分析 ○配慮を要する児童についての共通理解 ○いじめに関する授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年生を迎える会 【人間関係づくり】 ○異学年交流活動 【人間関係づくり】 ○いじめアンケート 【早期発見・未然防止】 ○にこにこ挨拶週間 【コミュニケーション】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての説明・啓発 ○個人面談 ○保護者会

2	<ul style="list-style-type: none"> ○児童個人面談 ○児童に関する情報交換 ○配慮を要する児童についての対応研修会 ○いじめアンケート分析 ○個人面談 ○いじめ防止対策研修会 ○いじめに関する授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 【学年集団づくり】 ○児童個人面談 【早期発見】 ○にこにこ挨拶週間 【コミュニケーション】 ○異学年交流活動 【人間関係づくり】 ○いじめアンケート 【早期発見・未然防止】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会 ○個人面談 ○いじめ対策についての啓発（学校だより等）
3	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関する情報交換 ○配慮を要する児童についての共通理解 ○いじめアンケート分析 ○いじめ防止基本方針、いじめ対策についての検証、見直し ○いじめに関する授業（土曜授業プラン） 	<ul style="list-style-type: none"> ○異学年交流活動 【人間関係づくり】 ○いじめアンケート 【早期発見・未然防止】 ○6年生を送る会 【学年集団づくり】 ○交流給食 【縦割り集団づくり】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会 ○いじめ対策についての啓発（学校だより等）
年間	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研究の公開授業 【わかる授業づくり・児童理解】 		

4. 具体的な取り組み

(1) 未然防止

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるようにする。

①わかる授業の実践に努め、すべての児童が授業に参加でき、成就感・充実感をもてるようになる。

- ・教員全員の公開授業実施
- ・校内研究の推進

②自他の存在を等しく認め合える人間関係づくりを進め、すべての児童が学校に居場所をもてるような学級環境、学校環境を整える。

- ・学校行事、社会体験、交流活動等を通して、適切な人間関係づくり、集団づくりを進める。
- ・学級経営の充実を図り、個性の異なる一人一人の子どもの存在を認め、すべての児童が自己有用感をもち、安心して学校生活を送ることができるようとする。
- ・道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(2) 早期発見

児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有する。

- ①全教職員（スクールカウンセラーや臨時職員等を含む）は休み時間や放課後の児童の様子に目を配り、気になる様子、いじめが疑われるような場面等を見つけたら、速やかに該当児童の担任や管理職に報告し、情報を共有する。
- ②毎学期、いじめアンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。

(3) 早期対応

いじめが確認された場合は、早急に組織的な対応を図る。

- ①いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめであるかどうか事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、「いじめ防止対策委員会」により、早急に組織的な対応をとる。また、被害児童の保護者には翌日までに第一報として報告する。
- ②いじめについては、被害児童のケア、加害児童の指導などを進め、いじめが解消されるまで「いじめ防止対策委員会」が中心になって対応する。

(4) 校内相談体制の確立

児童、保護者がいつでも、誰にでも相談できるような校内相談体制を整える。

- ①養護教諭、スクールカウンセラーによる児童、保護者の個別相談を常時行い、教育相談の充実に努める。担任との面談も希望に応じて随時実施する。
- ②1, 2学期に「保護者個人面談」、「児童個人面談」を行い、担任が保護者や児童と個別に面談し、様々な相談に応じる。

(5) 校内研修の実施

- ①いじめの未然防止、早期発見に関する研修会に参加する。また、参加者は校内で情報の共有化を図る。
- ②いじめの対応（保護者、児童への対応）の実際についての研修会を設け、適切な対応、はなし方等について共通理解を図る。

(6) 保護者との連携・啓発

- ①学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況について、随時発信する。
- ②保護者会、入学説明会等で、学校のいじめ防止の取組を伝えるとともに、家庭での協力、連携を要請する。

(7) 区民、関係機関との連携

- ①いじめの未然防止、発見後の対応について、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生児童委員との連携を密にしていく。
- ②必要に応じて、教育相談所、通級指導教室、福祉事務所、警察等の関係機関と連携をとり、適切な対応に努める。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。※1

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※2

(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)

※1 児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。

※2 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。

(2) 重大事態への対処

①重大事態が生じたとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至った、という申し立てがあったときは、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図（後掲）」に基づいて対応する。

②学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ調査委員会」を設置する。事案に応じて第三者も加え、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

6. 取り組みに関する点検と改善の方策

(1) いじめ防止対策の評価、改善

①年度末の学校評価や保護者アンケートにより、いじめ防止対策の取組の点検、評価を実施する。その結果をもとに、いじめ防止対策委員会が中心となって改善を進める。

重大事態対応フロー図

